

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|---|--|
| <h3 style="text-align: center;">第1章 総 則</h3> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>2. 工事仕様書の適用</p> <p>受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（平成28年11月28日改正 政令第360号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>27. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>34. 工事関係書類</p> <p>工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。</p> <p>1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、あらかじめ監督職員の確認・押印を受けたのちに、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> | <h3 style="text-align: center;">第1章 総 則</h3> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>2. 工事仕様書の適用</p> <p>受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（平成30年6月6日改正 政令第83号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>27. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（平成29年 1月30日付 国技建管第10号）に基づき実施しなければならない。</p> <p>34. 工事関係書類</p> <p>工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。なお、受注者は、「請負工事成績評定要領の運用について」内別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」別紙6に基づき工事関係書類を作成し、提出及び提示しなければならない。</p> <p>1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> | <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化について記載を追加</p> <p>発出文書に係る修正</p> <p>コリンズの運用の変更に伴い修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|--|--|
| <p><u>ただし、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u></p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、<u>速やかに監督職員に提示しなければならない。</u>なお、変更時と完成時の間が<u>10日間</u>に満たない場合は、変更時の<u>提示</u>を省略できるものとする。</p> <p>1-1-8 工事着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、<u>契約書に定める工事始期日以降30日以内に</u>工事着手しなければならない。</p> <p>1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成27年4月1日付け北開局工管第333号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図</p> <p>第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成27年4月1日付け北開局工管第333号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-18 建設副産物</p> <p>7. 建設副産物情報交換システム</p> <p>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。<u>また、建設副産物実態調査(センサス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し、調査票を監督職員へ提出すること。</u></p> <p>なお、出力した調査票は、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。<u>なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</u></p> | <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、<u>コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。</u>なお、変更時と完成時の間が<u>10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)</u>に満たない場合は、変更時の<u>登録申請</u>を省略できるものとする。<u>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>1-1-8 工事着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、<u>工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、</u>工事着手しなければならない。</p> <p>1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成30年12月21日付け北開局工管第186号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図</p> <p>第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成30年12月21日付け北開局工管第186号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-18 建設副産物</p> <p>7. 建設副産物情報交換システム</p> <p><u>受注者は、</u>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p> <p>なお、出力した調査票は、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、<u>これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</u></p> | <p>コリンズの入力規則に合わせ削除</p> <p>コリンズの運用の変更に伴い修正</p> <p>工事着手と準備期間の整合を図るため修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>字句の追加</p> <p>建設副産物実態調査(センサス)は、平成30年度完了工事を対象としているため削除</p> <p>字句の修正(なお書きの重複)</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|--|---|
| <p>8. 建設発生土情報交換システム</p> <p>建設発生土を搬入または搬出する場合には、<u>受注者は、工事の実施に際して、システムに建設発生土に関する情報をする。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。</u></p> <p><u>また、工事が完了した場合には、システムに実績情報を入力しなければならない。</u></p> <p>なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議<u>しなければならない。</u></p> <p>13. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> <p>(3) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を<u>兼ねなければならない。</u></p> <p>1-1-23 施工管理</p> <p>5. 周辺への影響防止</p> <p>受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>13. 安全衛生協議会の設置</p> <p>監督職員が、労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 安全優先</p> <p>受注者は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等（平成27年5月改正 法律第17号）関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>1-1-29 事故報告書</p> <p>受注者は工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する<u>とともに、</u>指示する期日までに、工事事務報告書を提出<u>しなければならない。</u></p> | <p>8. 建設発生土情報交換システム</p> <p><u>受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施にあたって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。</u></p> <p>なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議<u>するものとする。</u></p> <p>13. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> <p>(3) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を<u>兼ねるものとする。</u></p> <p>1-1-23 施工管理</p> <p>5. 周辺への影響防止</p> <p>受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、<u>影響が生じる恐れがある場合、または</u>影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>13. 安全衛生協議会の設置</p> <p>監督職員が、労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 安全優先</p> <p>受注者は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等（平成30年7月改正 法律第78号）関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>1-1-29 事故報告書</p> <p>受注者は工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する。<u>また、本工事が建設工事事務データベースシステムの登録対象となる工事事務の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事務報告書を提出し、建設工事事務データベースシステムに、工事事務に関する情報を登録する。</u></p> | <p>システムの実態に合わせ記載内容を修正</p> <p>字句の修正（誤記の修正）</p> <p>字句の修正（影響が生じた場合は、対策として手戻りとなる可能性があるため）</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>建設工事事務データベースシステム登録について追記</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|--|---|
| <p>1-1-30 環境対策</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成27年6月改正法律第50号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改正平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>1-1-32 交通安全管理</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>12. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正 政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成28年7月15日改正 政令第258号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成27年9月改正法律第76号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-34 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令を遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> | <p>1-1-30 環境対策</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成29年5月改正法律第41号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改正平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>1-1-32 交通安全管理</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>12. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正 政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成30年1月4日改正 政令第1号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成30年6月改正法律第41号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-34 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> | <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>字句の修正(誤記の修正)</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|--|--------------|
| (1) 会計法 (平成18年6月改正 法律第53号) | (1) 会計法 (平成29年6月改正 法律第45号) | 諸基準類の改定に伴う修正 |
| (2) 建設業法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (2) 建設業法 (平成29年6月改正 法律第45号) | |
| (4) 労働基準法 (平成27年5月改正 法律第31号) | (4) 労働基準法 (平成30年7月改正 法律第71号) | |
| (5) 労働安全衛生法 (平成27年5月改正 法律第17号) | (5) 労働安全衛生法 (平成30年7月改正 法律第78号) | |
| (6) 作業環境測定法 (平成26年6月改正 法律第82号) | (6) 作業環境測定法 (平成29年5月改正 法律第41号) | |
| (7) じん肺法 (平成26年6月改正 法律第82号) | (7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号) | |
| (8) 雇用保険法 (平成28年6月改正 法律第63号) | (8) 雇用保険法 (平成30年7月改正 法律第71号) | |
| (9) 労働者災害補償保険法 (平成27年5月改正 法律第17号) | (9) 労働者災害補償保険法 (平成27年5月改正 法律第31号) | |
| (10) 健康保険法 (平成28年12月改正 法律第114号) | (10) 健康保険法 (平成30年7月改正 法律第79号) | |
| (11) 中小企業退職金共済法 (平成28年6月改正 法律第66号) | (11) 中小企業退職金共済法 (平成29年6月改正 法律第45号) | |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成28年5月改正 法律第47号) | (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成30年7月改正 法律第71号) | |
| (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成28年11月改正 法律第89号) | (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成30年7月改正 法律第71号) | |
| (14) 道路法 (平成28年3月改正 法律第19号) | (14) 道路法 (平成30年3月改正 法律第6号) | |
| (15) 道路交通法 (平成27年9月改正 法律第76号) | (15) 道路交通法 (平成30年6月改正 法律第41号) | |
| (16) 道路運送法 (平成28年12月改正 法律第106号) | (16) 道路運送法 (平成29年6月改正 法律第45号) | |
| (17) 道路運送車両法 (平成28年11月改正 法律第86号) | (17) 道路運送車両法 (平成29年5月改正 法律第40号) | |
| (19) 地すべり等防止法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号) | |
| (20) 河川法 (平成27年5月改正 法律第22号) | (20) 河川法 (平成29年6月改正 法律第45号) | |
| (21) 海岸法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (21) 海岸法 (平成29年6月改正 法律第45号) | |
| (22) 港湾法 (平成28年5月改正 法律第45号) | (22) 港湾法 (平成29年6月改正 法律第55号) | |
| (23) 港則法 (平成28年5月改正 法律第42号) | (23) 港則法 (平成29年6月改正 法律第55号) | |
| (26) 航空法 (平成28年5月改正 法律第51号) | (26) 航空法 (平成29年6月改正 法律第45号) | |
| (28) 軌道法 (平成18年3月改正 法律第19号) | (28) 軌道法 (平成29年6月改正 法律第45号) | |
| (29) 森林法 (平成28年5月改正 法律第47号) | (29) 森林法 (平成30年6月改正 法律第35号) | |
| (30) 環境基本法 (平成26年5月改正 法律第46号) | (30) 環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号) | |
| (32) 大気汚染防止法 (平成27年6月改正 法律第41号) | (32) 大気汚染防止法 (平成29年6月改正 法律第45号) | |
| (34) 水質汚濁防止法 (平成28年5月改正 法律第47号) | (34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号) | |
| (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成27年7月改正 法律第58号) | (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成29年6月改正 法律第61号) | |
| (38) 文化財保護法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (38) 文化財保護法 (平成30年6月改正 法律第42号) | |
| (40) 電気事業法 (平成28年6月改正 法律第59号) | (40) 電気事業法 (平成30年6月改正 法律第41号) | |
| (41) 消防法 (平成27年9月改正 法律第66号) | (41) 消防法 (平成30年6月改正 法律第67号) | |
| (42) 測量法 (平成28年6月改正 法律第72号) | (42) 測量法 (平成29年5月改正 法律第41号) | |
| (43) 建築基準法 (平成28年6月改正 法律第72号) | (43) 建築基準法 (平成30年6月改正 法律第67号) | |
| (44) 都市公園法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (44) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号) | |
| (46) 土壌汚染対策法 (平成26年6月改正 法律第51号) | (46) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号) | |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 | |
|---|--|--------------|--------------|
| (47) 駐車場法 (平成23年12月改正 法律第122号) | (47) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号) | 諸基準類の改定に伴う修正 | |
| (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成26年6月改正 法律第73号) | (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成29年6月改正 法律第45号) | | |
| (51) 船員法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (51) 船員法 (平成30年6月改正 法律第41号) | | |
| (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号) | | |
| (53) 船舶安全法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (53) 船舶安全法 (平成29年5月改正 法律第41号) | | |
| (60) 漁業法 (平成28年5月改正 法律第51号) | (60) 漁業法 (平成30年7月改正 法律第75号) | | |
| (63) 厚生年金保険法 (平成28年12月改正 法律第114号) | (63) 厚生年金保険法 (平成30年7月改正 法律第71号) | | |
| (67) 職業安定法 (平成28年5月改正 法律第47号) | (67) 職業安定法 (平成30年7月改正 法律第71号) | | |
| (68) 所得税法 (平成28年11月改正 法律第89号) | (68) 所得税法 (平成30年6月改正 法律第41号) | | |
| (70) 船員保険法 (平成28年12月改正 法律第114号) | (70) 船員保険法 (平成29年6月改正 法律第52号) | | |
| (71) 著作権法 (平成28年5月改正 法律第51号) | (71) 著作権法 (平成30年7月改正 法律第72号) | | |
| (72) 電波法 (平成27年5月改正 法律第26号) | (72) 電波法 (平成30年5月改正 法律第24号) | | |
| (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成28年3月改正 法律第17号) | (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成29年6月改正 法律第45号) | | |
| (75) 農薬取締法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (75) 農薬取締法 (平成30年6月改正 法律第53号) | | |
| (76) 毒物及び劇物取締法 (平成27年6月改正 法律第50号) | (76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号) | | |
| (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成27年6月改正 法律第50号) | (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号) | | |
| (79) 警備業法 (平成23年6月改正 法律第61号) | (79) 警備業法 (平成30年5月改正 法律第33号) | | |
| (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成28年5月改正 法律第51号) | (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成30年6月改正 法律第41号) | | |
| (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号) | (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年6月改正 法律第67号) | | |
| 1-1-39 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成28年5月27日改正 法律第51号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属しなければならない。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。 | 1-1-39 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正 法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属しなければならない。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。 | | 諸基準類の改定に伴う修正 |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|---|---------------------------------------|
| <h3>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</h3> | <h3>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</h3> | |
| <p>第1節 適 用</p> <p>3. 適用規定 (2)</p> <p>受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成25年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. アルカリ <u> </u> 骨材反応抑制対策</p> <p>受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ <u> </u> 骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。</p> | <p>第1節 適 用</p> <p>3. 適用規定 (2)</p> <p>受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. アルカリ シリカ 骨材反応抑制対策</p> <p>受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ シリカ 骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。</p> | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |
| <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 適用規定</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類にこれにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） （平成25年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） （平成25年3月）</p> <p>〔略〕</p> <p>公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 （平成21年9月）</p> <p>〔略〕</p> <p>〔追加〕</p> <p>〔追加〕</p> <p>〔追加〕</p> <p>〔追加〕</p> <p>〔追加〕</p> | <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 適用規定</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類に よる。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） （平成30年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） （平成30年3月）</p> <p>〔略〕</p> <p>公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 （平成29年9月）</p> <p>〔略〕</p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会、流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン （平成29年3月）</p> <p>機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン （平成29年3月）</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン （平成30年6月）</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン （平成30年6月）</p> <p>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン （平成31年1月）</p> | <p>字句の修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|---|--|
| <p>3-6-5 締固め</p> <p>1. 一般事項 受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレータの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しなければならない。</p> <p>2. 締固め方法 受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。</p> <p>3. 上層下層一体の締固め 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。</p> <p>3-6-6 沈下ひび割れに対する処置</p> <p>2. 沈下、ひび割れの防止 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。 再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなど、コンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。</p> <p>3-6-7 打継目</p> <p>1. 一般事項 打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 打継目を設ける位置 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。</p> <p>3. 打継目を設ける場合の注意 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、又は溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。</p> | <p>3-6-5 締固め</p> <p>1. 一般事項 受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレータの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しなければならない。</p> <p>2. 締固め方法 受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。</p> <p>3. 上層下層一体の締固め 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。</p> <p>3-6-6 沈下ひび割れに対する処置</p> <p>2. 沈下、ひび割れの防止 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。 再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなど、コンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。</p> <p>3-6-7 打継目</p> <p>1. 一般事項 打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 打継目を設ける位置 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。</p> <p>3. 打継目を設ける場合の注意 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、又は溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって、打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</p> | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|---|---|
| <p>8. 伸縮<u>継目の目地</u> 受注者は、伸縮<u>継目の目地</u>の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は、瀝青系目地材料厚1cm、施工間隔10m程度とする。</p> <p>3-6-9 養生</p> <p>1. 一般事項 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、<u>その部位に応じた適切な方法により</u>養生しなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。</p> <p>2. 湿潤状態の保持 受注者は、コンクリートの<u>表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を</u>定めなければならない。 <u>ただし、</u>通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。</p> <p>第7節 鉄筋工</p> <p>3-7-3 加工</p> <p>3. 鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準第7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、<u>平成25年3月</u>）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> | <p>8. 伸縮<u>目地</u> 受注者は、伸縮<u>目地</u>の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は、瀝青系目地材料厚1cm、施工間隔10m程度とする。</p> <p>3-6-9 養生</p> <p>1. 一般事項 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、<u>その部位に応じた適切な方法により</u>養生しなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。</p> <p>2. 湿潤状態の保持 受注者は、<u>打ち込み後の</u>コンクリートを<u>その部位に応じた適切な養生方法により</u>一定期間は、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、<u>使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に</u>定めなければならない。 通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。</p> <p style="color: red;"><u>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメントの表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>第7節 鉄筋工</p> <p>3-7-3 加工</p> <p>3. 鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準第7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、<u>平成30年3月</u>）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|--|--|
| <p>3-7-4 組立て</p> <p>2. 配筋・組立</p> <p>受注者は、<u>契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。</u>なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。<u>受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm以上のなまし鉄線、又はクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</u></p> | <p>3-7-4 組立て</p> <p>2. 配筋・組立</p> <p>受注者は、<u>配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。</u>なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。</p> <p><u>(2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。</u>また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> <p><u>(3) 受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</u></p> | <p>諸基準の改定により修正</p> |
| <p>3-7-5 継手</p> <p>2. 重ね継手</p> <p>受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上のなまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。</p> <p>なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p> <p>3. 継手位置の相互ずらし</p> <p>受注者は、<u>設計図書に明示した場合を除き</u>、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。</p> <p>5. 継ぎたし鉄筋の保護</p> <p>受注者は、将来の<u>継ぎたし</u>のために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等を<u>うけないように</u>これを保護しなければならない。</p> | <p>3-7-5 継手</p> <p>2. 重ね継手</p> <p>受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。</p> <p>なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p> <p>3. 継手位置</p> <p>受注者は、<u>原則</u>、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。</p> <p><u>継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されることを確認しなければならない。</u></p> <p>5. 継ぎ足し鉄筋の保護</p> <p>受注者は、将来の<u>継ぎ足し</u>のために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等<u>から</u>これを保護しなければならない。</p> | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|--------------|--------------|----------|--|--------------|--------------|----------|----------------------------|----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|----------------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|--|------|---------|--|--|--------------|--------------|----------|--|----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|--------------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| <p>3-7-6 ガス圧接</p> <p>4. 圧接面の清掃 受注者は、<u>圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げ</u>るとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>5. 圧接面のすき 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすきは2mm以下とする。</p> <p>6. 悪天候時の作業禁止 受注者は、降雪雨又は、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、<u>遮へいした</u>場合は作業を行うことができる。</p> <p>第10節 寒中コンクリート</p> <p>3. 凍結<u> </u>保護 受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。</p> <p>5. 養生中のコンクリート温度 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">表1-3-4 寒中コンクリートの<u> </u>養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合</td> <td>5℃</td> <td>9 日</td> <td>5 日</td> <td>12 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> <td>9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</td> <td>5℃</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>5 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p> | | 養生温度 | セメントの種類 | | | 普通ポルトランドセメント | 早強ポルトランドセメント | 混合セメントB種 | (1)コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合 | 5℃ | 9 日 | 5 日 | 12 日 | 10℃ | 7 日 | 4 日 | 9 日 | (2)コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合 | 5℃ | 4 日 | 3 日 | 5 日 | 10℃ | 3 日 | 2 日 | 4 日 | <p>3-7-6 ガス圧接</p> <p>4. 圧接面の清掃 受注者は、<u>圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削する</u>とともに、さび、<u>油脂</u>、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>5. 圧接面のすき<u>ま</u> 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき<u>ま</u>は2mm以下とする。</p> <p>6. 悪天候時の作業禁止 受注者は、降雪雨又は、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、<u>防風対策を施して適切な作業ができることが確認された</u>場合は作業を行うことができる。</p> <p>第10節 寒中コンクリート</p> <p>3. 凍結<u>からの</u>保護 受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。</p> <p>5. 養生中のコンクリート温度 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">表1-3-4 寒中コンクリートの<u>温度制御</u>養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</u></td> <td>5℃</td> <td>9 日</td> <td>5 日</td> <td>12 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> <td>9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>(1)しばしば凍結融解を受ける場合</u></td> <td>5℃</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>5 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p> | | 養生温度 | セメントの種類 | | | 普通ポルトランドセメント | 早強ポルトランドセメント | 混合セメントB種 | <u>5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</u> | 5℃ | 9 日 | 5 日 | 12 日 | 10℃ | 7 日 | 4 日 | 9 日 | <u>(1)しばしば凍結融解を受ける場合</u> | 5℃ | 4 日 | 3 日 | 5 日 | 10℃ | 3 日 | 2 日 | 4 日 | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |
| | | | 養生温度 | セメントの種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 普通ポルトランドセメント | 早強ポルトランドセメント | | 混合セメントB種 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合 | 5℃ | 9 日 | 5 日 | 12 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10℃ | 7 日 | 4 日 | 9 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2)コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合 | 5℃ | 4 日 | 3 日 | 5 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10℃ | 3 日 | 2 日 | 4 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 養生温度 | セメントの種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 普通ポルトランドセメント | 早強ポルトランドセメント | 混合セメントB種 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</u> | 5℃ | 9 日 | 5 日 | 12 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10℃ | 7 日 | 4 日 | 9 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>(1)しばしば凍結融解を受ける場合</u> | 5℃ | 4 日 | 3 日 | 5 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10℃ | 3 日 | 2 日 | 4 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------------|---|---|------|---|----|---|-----|----|-----------|---|-----|---|--|-------|--------|---|---|------|---|----|---|-----|----|-----------|---|-----|---|---------------------------------------|
| <p>第11節 マスコンクリート 3-11-2 施工</p> <p>5. 型枠による対策</p> <p>受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p> | <p>第11節 マスコンクリート 3-11-2 施工</p> <p>5. 型枠による対策</p> <p>受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、<u>実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した</u>型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p> | <p>諸基準の改定により修正</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第13節 水中不分離性コンクリート 3-13-3 コンクリートの製造</p> <p>3. 材料の計量</p> <p>(1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。</p> <p>(2) 計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表3-5計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">表1-3-5 計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水</td><td>1</td></tr> <tr><td>セメント</td><td>1</td></tr> <tr><td>骨材</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr> <tr><td>水中不分離性混和剤</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1（%）以内</p> | 材料の種類 | 最大値（%） | 水 | 1 | セメント | 1 | 骨材 | 3 | 混和材 | 2※ | 水中不分離性混和剤 | 3 | 混和剤 | 3 | <p>第13節 水中不分離性コンクリート 3-13-3 コンクリートの製造</p> <p>3. 材料の計量</p> <p>(1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。</p> <p>(2) 計量<u>値の許容差</u>は、1バッチ計量分に対し、「表3-5計量<u>値の許容差</u>（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">表1-3-5 計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水</td><td>1</td></tr> <tr><td>セメント</td><td>1</td></tr> <tr><td>骨材</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr> <tr><td>水中不分離性混和剤</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1（%）以内</p> | 材料の種類 | 最大値（%） | 水 | 1 | セメント | 1 | 骨材 | 3 | 混和材 | 2※ | 水中不分離性混和剤 | 3 | 混和剤 | 3 | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |
| 材料の種類 | 最大値（%） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| セメント | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 骨材 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 混和材 | 2※ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水中不分離性混和剤 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 混和剤 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 材料の種類 | 最大値（%） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| セメント | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 骨材 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 混和材 | 2※ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水中不分離性混和剤 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 混和剤 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3-13-4 運搬打設</p> <p>3. 打設</p> <p>(6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50cm 以下で打ち込まなければならない。</p> | <p>3-13-4 運搬打設</p> <p>3. 打設</p> <p>(6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50cm 以下で打ち込まなければならない。 <u>やむを得ず、流水中や水中落下高さが 50cm を超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u></p> | <p>諸基準の改定により修正</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|--|---|
| <p>第4章 材 料</p> <p>第6節 鋼 材</p> <p>4-6-7 溶接材料</p> <p>溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接用フラックス)</p> <p>第7節 セメント及び混和材料</p> <p>4-7-1 一般事項</p> <p>4. 異常なセメント使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。</p> <p>7. 異常な混和剤使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。</p> <p>9. 異常な混和材使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。</p> | <p>第4章 材 料</p> <p>第6節 鋼 材</p> <p>4-6-7 溶接材料</p> <p>溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス)</p> <p>第7節 セメント及び混和材料</p> <p>4-7-1 一般事項</p> <p>4. 異常なセメント使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。<u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントを使用してはならない。</u></p> <p>7. 異常な混和剤使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。<u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントを使用してはならない。</u></p> <p>9. 異常な混和材使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。<u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントを使用してはならない。</u></p> | <p>JIS 名称変更に伴う修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|---|---------------------------------------|
| <p>第8節 セメントコンクリート製品</p> <p>4-8-1 一般事項</p> <p>3. アルカリ_____骨材反応抑制対策</p> <p>受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ_____骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第9節 瀝青材料</p> <p>4-9-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成28年11月__改正 政令第343号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表4-27、表4-28、表4-29の規格に適合するものとする。</p> <p>第13節 道路標識及び区画線</p> <p>4-13-1 道路標識</p> <p>標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 標識板</p> | <p>第8節 セメントコンクリート製品</p> <p>4-8-1 一般事項</p> <p>3. アルカリシリカ骨材反応抑制対策</p> <p>受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第9節 瀝青材料</p> <p>4-9-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成30年6月8日改正 政令第184号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表4-27、表4-28、表4-29の規格に適合するものとする。</p> <p>第13節 道路標識及び区画線</p> <p>4-13-1 道路標識</p> <p>標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 標示板</p> | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|---|---|
| <p>第3節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）（平成29年11月） 〔略〕</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン （平成23年3月）</p> <p>〔略〕</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成25年11月） 〔略〕</p> <p>第4節 共通的工程</p> <p>5-4-2 材 料</p> <p>4. 路側防護柵工の材料</p> <p>塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、<u>亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用（Z27）の275g/m²（両面付着量）</u>以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。</p> <p>(3)～(6) 〔略〕</p> <p>〔追加〕</p> <p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料</p> <p>亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、<u>亜鉛の付着量を</u>ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> | <p>第3節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）（平成29年11月） 〔略〕</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン （平成29年6月）</p> <p>〔略〕</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成30年10月） 〔略〕</p> <p>第4節 共通的工程</p> <p>5-4-2 材 料</p> <p>4. 路側防護柵工の材料</p> <p>塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、<u>めっき付着量を両面で275g/m²以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。</u></p> <p>(3)～(6) 〔略〕</p> <p><u>(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</u></p> <p><u>① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</u></p> <p><u>② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</u></p> <p><u>③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</u></p> <p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料</p> <p>亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、<u>めっき付着量を</u>ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|--|--|
| <p>5-4-12 プレテンション桁製作工（購入工）</p> <p>2. 適用規定</p> <p>(3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。</p> | <p>5-4-12 プレテンション桁製作工（購入工）</p> <p>2. 適用規定</p> <p>(3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。<u>また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</u></p> | <p>諸基準の改定により修正</p> |
| <p>5-4-13 ポストテンション桁製作工</p> <p>1. コンクリートの施工</p> <p>受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>〔追加〕</p> <p>4. グラウトの施工</p> <p>受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>① グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210（ボルトランドセメント）に適合する<u>普通ポルランドセメント</u>を標準とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。</p> <p>7. プレグラウト <u>_____</u> PC鋼材</p> <p>プレグラウト <u>_____</u> PC鋼材を使用する場合は、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1) PC鋼材は、JIS G 3536（PC鋼線及びPC鋼より線）に適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を有するものとする。</p> <p>(2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化するものでなければならない。</p> <p>(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図れるものとする。</p> <p>(4) プレグラウト <u>_____</u> PC鋼材として加工された製品は、所要の<u>耐久性</u>を有するものとする。</p> | <p>5-4-13 ポストテンション桁製作工</p> <p>1. コンクリートの施工</p> <p>受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p><u>(5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。</u></p> <p>4. グラウトの施工</p> <p>受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>① グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210（ボルトランドセメント）に適合する<u>ポルトランドセメント</u>を標準とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、<u>±5℃</u>以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。</p> <p>7. プレグラウト <u>された</u> PC鋼材</p> <p>プレグラウト <u>された</u> PC鋼材を使用する場合は、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1) PC鋼材は、JIS G 3536（PC鋼線及びPC鋼より線）に適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を有するものとする。</p> <p>(2) 使用する樹脂<u>またはグラウト</u>は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリート<u>部材</u>とPC鋼材とを付着により一体化するものでなければならない。</p> <p>(3) 被覆材は、所定の強度、<u>耐久性</u>を有し部材コンクリート<u>部材</u>と一体化が図れるものとする。</p> <p>(4) プレグラウト <u>された</u> PC鋼材として <u>(1) から (3) を使用して</u>加工された製品は、所要の<u>耐久性</u>を有するものとする。</p> | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|-------------------|---------------------------------------|--------------|------|---------|-----|---|--------------------------------|---|-----|-------|---------------------------------------|---------|----|-----|--------|----|-------|---------|-----|-------------------|---------|--------------|------|-------------------|--------|------|-------------------|--------|-----------|-------------------|--------|--|------|-------------------|-------|--|--|---|
| <p>5-4-14 プレキャストセグメント主桁組立工</p> <p>2. ブロック組立て施工</p> <p>ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表5-4に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成25年11月)における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">表5-4 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単 位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外 観</td> <td>—</td> <td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>粘 度</td> <td>mPa・s</td> <td>1×10⁴～10×10⁴</td> </tr> <tr> <td>可 使 時 間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">硬化した接着剤</td> <td>密 度</td> <td>g/cm³</td> <td>1.1～1.7</td> <td rowspan="4">23±2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>6.0以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：①可使時間は練り混ぜからゲル化開始までの時間の70%の時間をいうものとする。 ②だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ 1mm 塗布された接着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。 ③接着強さは、せん断試験により求めるものとする。</p> | 品質項目 | 単 位 | 品質規格 | 試験温度 | 養生条件 | 未硬化の接着剤 | 外 観 | — | 有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと | — | 粘 度 | mPa・s | 1×10 ⁴ ～10×10 ⁴ | 可 使 時 間 | 時間 | 2以上 | だれ最小厚さ | mm | 0.3以上 | 硬化した接着剤 | 密 度 | g/cm ³ | 1.1～1.7 | 23±2℃ 7日間 | 引張強さ | N/mm ² | 12.5以上 | 圧縮強さ | N/mm ² | 50.0以上 | 引張せん断接着強さ | N/mm ² | 12.5以上 | | 接着強さ | N/mm ² | 6.0以上 | | <p>5-4-14 プレキャストセグメント主桁組立工</p> <p>2. ブロック組立て施工</p> <p>ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。</p> <p>エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成30年10月)における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="color: red;">表5-4 [削除]</p> | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により「表5-4」及び「注：①～③」を削除</p> |
| 品質項目 | 単 位 | 品質規格 | 試験温度 | 養生条件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未硬化の接着剤 | 外 観 | — | 有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 粘 度 | mPa・s | 1×10 ⁴ ～10×10 ⁴ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 可 使 時 間 | 時間 | 2以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | だれ最小厚さ | mm | 0.3以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 硬化した接着剤 | 密 度 | g/cm ³ | 1.1～1.7 | 23±2℃ 7日間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 引張強さ | N/mm ² | 12.5以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 圧縮強さ | N/mm ² | 50.0以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 引張せん断接着強さ | N/mm ² | 12.5以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 接着強さ | N/mm ² | 6.0以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|------------|---------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|--|-----|-------|---------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-------------|------------|------------|------------|------------|--|
| <p>(2) [略]</p> <p>(3) プレキャストブロックの<u>接合</u>にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。</p> <p>(4) プレキャストブロックを<u>接合</u>する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。</p> <p>5-4-23 現場継手工</p> <p>4. 締付けボルト軸力</p> <p>締付けボルト軸力については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) セットのトルク係数値は、0.11~0.16に適合するものとする。</p> <p>(2) 摩擦接合ボルトを、表5-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表5-6 設計ボルト軸力 (kN)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>F10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>S10T</td> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>B10T</td> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) トルク法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とするものとする。</p> | セット | ねじの呼び | 設計ボルト軸力 | F8T B8T | M20 | 133 | M22 | 165 | M24 | 192 | F10T | M20 | 165 | S10T | M22 | 205 | B10T | M24 | 238 | <p>(2) [略]</p> <p>(3) プレキャストブロックの<u>連結</u>にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。</p> <p>(4) プレキャストブロックを<u>連結</u>する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。</p> <p>5-4-23 現場継手工</p> <p>4. 締付けボルト軸力</p> <p>締付けボルト軸力については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) セットのトルク係数値は、0.11~0.16に適合するものとする。</p> <p>(2) 摩擦接合ボルトを、表5-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表5-6 設計ボルト軸力 (kN)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>F10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>S10T</td> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>B10T</td> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>S14T</u></td> <td><u>M22</u></td> <td><u>299</u></td> </tr> <tr> <td><u>M24</u></td> <td><u>349</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) トルク法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とするものとする。</p> | セット | ねじの呼び | 設計ボルト軸力 | F8T B8T | M20 | 133 | M22 | 165 | M24 | 192 | F10T | M20 | 165 | S10T | M22 | 205 | B10T | M24 | 238 | <u>S14T</u> | <u>M22</u> | <u>299</u> | <u>M24</u> | <u>349</u> | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |
| セット | ねじの呼び | 設計ボルト軸力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F8T B8T | M20 | 133 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | M22 | 165 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | M24 | 192 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F10T | M20 | 165 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| S10T | M22 | 205 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B10T | M24 | 238 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| セット | ねじの呼び | 設計ボルト軸力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F8T B8T | M20 | 133 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | M22 | 165 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | M24 | 192 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F10T | M20 | 165 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| S10T | M22 | 205 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B10T | M24 | 238 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>S14T</u> | <u>M22</u> | <u>299</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>M24</u> | <u>349</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|------------------------------|------------------------------|------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|-------|------------------------------|------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|--|-----|-------|------------------------------|------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-------------|------------|----------------|------------|----------------|-----|-------|------------------------------|------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-------------|------------|----------------|------------|----------------|--|
| <p>(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表5-7及び表5-8に示すボルト軸力の範囲に入るものとする</p> <p>表5-7 常温時 (10～30℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">S10T</td> <td style="text-align: center;">M20</td> <td style="text-align: center;">172～202</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">M22</td> <td style="text-align: center;">212～249</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">M24</td> <td style="text-align: center;">247～290</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5-8 常温時以外 (0～10℃、30～60℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">S10T</td> <td style="text-align: center;">M20</td> <td style="text-align: center;">167～211</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">M22</td> <td style="text-align: center;">207～261</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">M24</td> <td style="text-align: center;">241～304</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5節 基礎工 5-5-4 既製杭工 11. 中掘り杭工法による既製杭工施工 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。 なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方法の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。</p> | セット | ねじの呼び | 1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN) | S10T | M20 | 172～202 | M22 | 212～249 | M24 | 247～290 | セット | ねじの呼び | 1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN) | S10T | M20 | 167～211 | M22 | 207～261 | M24 | 241～304 | <p>(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表5-7及び表5-8に示すボルト軸力の範囲に入るものとする</p> <p>表5-7 常温時 (10～30℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">S10T</td> <td style="text-align: center;">M20</td> <td style="text-align: center;">172～202</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">M22</td> <td style="text-align: center;">212～249</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">M24</td> <td style="text-align: center;">247～290</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;"><u>S14T</u></td> <td style="text-align: center;"><u>M22</u></td> <td style="text-align: center;"><u>311～373</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>M24</u></td> <td style="text-align: center;"><u>363～435</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>表5-8 常温時以外 (0～10℃、30～60℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">S10T</td> <td style="text-align: center;">M20</td> <td style="text-align: center;">167～211</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">M22</td> <td style="text-align: center;">207～261</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">M24</td> <td style="text-align: center;">241～304</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;"><u>S14T</u></td> <td style="text-align: center;"><u>M22</u></td> <td style="text-align: center;"><u>299～391</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>M24</u></td> <td style="text-align: center;"><u>349～457</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5節 基礎工 5-5-4 既製杭工 11. 中掘り杭工法による既製杭工施工 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように沈設するとともに、必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。 なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方法の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。</p> | セット | ねじの呼び | 1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN) | S10T | M20 | 172～202 | M22 | 212～249 | M24 | 247～290 | <u>S14T</u> | <u>M22</u> | <u>311～373</u> | <u>M24</u> | <u>363～435</u> | セット | ねじの呼び | 1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN) | S10T | M20 | 167～211 | M22 | 207～261 | M24 | 241～304 | <u>S14T</u> | <u>M22</u> | <u>299～391</u> | <u>M24</u> | <u>349～457</u> | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |
| セット | ねじの呼び | 1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| S10T | M20 | 172～202 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | M22 | 212～249 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | M24 | 247～290 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| セット | ねじの呼び | 1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| S10T | M20 | 167～211 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | M22 | 207～261 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | M24 | 241～304 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| セット | ねじの呼び | 1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| S10T | M20 | 172～202 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | M22 | 212～249 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | M24 | 247～290 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>S14T</u> | <u>M22</u> | <u>311～373</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>M24</u> | <u>363～435</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| セット | ねじの呼び | 1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| S10T | M20 | 167～211 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | M22 | 207～261 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | M24 | 241～304 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>S14T</u> | <u>M22</u> | <u>299～391</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>M24</u> | <u>349～457</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|---|--|
| <p>16. セメントミルクの水セメント比</p> <p>受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。</p> <p>また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。</p> <p>5-5-5 場所打杭工</p> <p>9. 鉄筋籠の建込み</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500~700mmの間隔で設置するものとする。</p> <p>11. 鉄筋かごの組立て</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。</p> <p>5-5-6 深礎工</p> <p>6. 鉄筋組立て</p> <p>受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。</p> <p>5-5-8 ニューマチックケーソン基礎工</p> <p>8. 中埋コンクリート施工前の作業</p> <p>受注者は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。</p> | <p>16. セメントミルクの水セメント比</p> <p>受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。</p> <p>また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引き上げなければならない。</p> <p>5-5-5 場所打杭工</p> <p>9. 鉄筋かごの建込み</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500~700mmの間隔で設置するものとする。</p> <p>11. 鉄筋かごの組立て</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。</p> <p>5-5-6 深礎工</p> <p>6. 鉄筋組立て</p> <p>受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。</p> <p>5-5-8 ニューマチックケーソン基礎工</p> <p>8. 中埋コンクリート施工前の作業</p> <p>受注者は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。</p> | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>字句の修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|--|---|
| <p>9. 中埋コンクリートの打設</p> <p>受注者は、中埋コンクリートを施工するにあたり、室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。</p> <p>5-5-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>13. 建込み精度管理</p> <p>受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、<u>トラシット</u>で二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。</p> <p>第7節 一般舗装工</p> <p>5-7-2 材料</p> <p>1. 適用規定</p> <p>舗装工で使用する材料については、<u>以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、</u>第5章5-7-3アスファルト舗装の材料、第5章5-7-4コンクリート舗装の材料の規定による。</p> <p>5-7-3 アスファルト舗装の材料</p> <p>15. 適用規定（再生アスファルト（2））</p> <p>再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。</p> <p>5-7-8 半たわみ性舗装工</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、<u>平成25年12月</u>）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> | <p>9. 中埋<u>め</u>コンクリートの打設</p> <p>受注者は、中埋<u>め</u>コンクリートを施工するにあたり、<u>作業</u>室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋<u>め</u>コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。</p> <p>5-5-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>13. 建込み精度管理</p> <p>受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置して二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。</p> <p>第7節 一般舗装工</p> <p>5-7-2 材料</p> <p>1. 適用規定</p> <p>舗装工で使用する材料については、第5章5-7-3アスファルト舗装の材料、第5章5-7-4コンクリート舗装の材料の規定による。</p> <p>5-7-3 アスファルト舗装の材料</p> <p>15. 適用規定（再生アスファルト（2））</p> <p>再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧 <u>（日本道路協会、平成22年11月）</u>による。</p> <p>5-7-8 半たわみ性舗装工</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、<u>平成22年11月</u>）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>字句の修正（不要記載の削除）</p> <p>字句の修正（表記の統一）</p> <p>字句の修正（表記の統一）</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|---|----------------------|
| <p>5-7-9 排水性舗装工</p> <p>2. 適用規定 (2)</p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-7施工」(日本道路協会、平成25年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> | <p>5-7-9 排水性舗装工</p> <p>2. 適用規定 (2)</p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> | <p>字句の修正 (表記の統一)</p> |
| <p>5-7-10 透水性舗装工</p> <p>1. 透水性舗装工の施工</p> <p>透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2透水機能を有する舗装、本章5-7-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> | <p>5-7-10 透水性舗装工</p> <p>1. 透水性舗装工の施工</p> <p>透水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2透水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)、本章5-7-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> | <p>字句の修正 (表記の統一)</p> |
| <p>5-7-11 グースアスファルト舗装工</p> <p>5. グースアスファルト舗装工の施工</p> <p>受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、装施工便覧第9章9-4-2グースアスファルト舗装の規定による。</p> | <p>5-7-11 グースアスファルト舗装工</p> <p>5. グースアスファルト舗装工の施工</p> <p>受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「装施工便覧第9章9-4-2グースアスファルト舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定による。</p> | <p>字句の修正 (表記の統一)</p> |
| <p>5-7-12 コンクリート舗装工</p> <p>10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定</p> <p>受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。</p> | <p>5-7-12 コンクリート舗装工</p> <p>10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定</p> <p>受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、コンクリートを締固めるときに、鉄網をたわませたり移動させたりしてはならない。</p> | <p>字句の修正 (誤記修正)</p> |
| <p>5-7-16 舗装打換え工</p> <p>1. 既設舗装の撤去</p> <p>(2) 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> | <p>5-7-16 舗装打換え工</p> <p>1. 既設舗装の撤去</p> <p>(2) 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> | <p>字句の修正 (誤記修正)</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|---|---|
| <p>第8節 地盤改良工</p> <p>5-8-9 固結工</p> <p>1. 攪拌 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌<u>及び</u>スラリー攪拌を示すものとする。</p> <p>2. ~ 5. [略]</p> <p>[追加]</p> <p>6. 薬液注入工法 [略]</p> <p>7. 薬液注入工事前の確認事項 [略]</p> <p>8. 適用規定 [略]</p> <p>9. 施工管理等 受注者は薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に<u>係わる</u>施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> | <p>第8節 地盤改良工</p> <p>5-8-9 固結工</p> <p>1. 攪拌 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、スラリー攪拌<u>及び中層混合処理</u>を示すものとする。</p> <p>2. ~ 5. [略]</p> <p>6. 中層混合処理</p> <p><u>(1) 改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。なお、土質等によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて現地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械のことである。</u></p> <p><u>(3) 受注者は、設計図書に示す改良点端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。なお、現地状況によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</u> <u>施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛り上がりが想定される場合、工事着手前に盛り上がり土の処理(利用)方法について、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>7. 薬液注入工法 [略]</p> <p>8. 薬液注入工事前の確認事項 [略]</p> <p>9. 適用規定 [略]</p> <p>10. 施工管理等 受注者は薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に<u>係る</u>施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> | <p>積算基準に追加された新工種を追加</p> <p>積算基準に追加された新工種を追加</p> <p>字句の修正(番号の段ずれ)</p> <p>字句の修正(番号の段ずれ)</p> <p>字句の修正(番号の段ずれ)</p> <p>字句の修正(番号の段ずれ)</p> <p>字句の修正(誤記の修正)</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|---|--|
| <p>5-13-3 桁製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(2) 工作</p> <p>① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。</p> <p>ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。</p> <p><u>また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。</u></p> <p>なお、板取りに関する資料を保管し、<u>工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外</u>で監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材__は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。</p> <p>④ 受注者は、塗装<u>される主要</u>部材において組立てた後に自由縁となる<u>切断面</u>の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。</p> <p>(4) 溶接施工試験</p> <p>① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。</p> <p>ただし、二次部材については、除くものとする。</p> <p>なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。</p> <p>1) SM570またはSMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合</p> <p>2) <u>SM490、SM490Y</u>において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合</p> <p>(8) 予 熱</p> <p>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm<u>及びアークの前方100mm</u>範囲の母材を表5-46により予熱することを標準とする。</p> <p>なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表5-46とする。</p> | <p>5-13-3 桁製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(2) 工作</p> <p>① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。</p> <p>ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。</p> <p>なお、板取りに関する資料を保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材<u>等</u>は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。</p> <p>④ 受注者は、塗装<u>等の防錆・防食を行う</u>部材において組立てた後に自由縁となる<u>部材</u>の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。</p> <p>(4) 溶接施工試験</p> <p>① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。</p> <p>ただし、二次部材については、除くものとする。</p> <p>なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。</p> <p>1) SM570またはSMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合</p> <p>2) <u>SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490</u>において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合</p> <p>(8) 予 熱</p> <p>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表5-46の<u>条件を満たす場合に限り、表5-47</u>により予熱することを標準とする。</p> <p>なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表5-46とする。</p> | <p>字句の修正（誤記の修正） 提出書類に係る修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|--|--|
| <p>(11) 溶接の検査</p> <p>④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、<u>疑わしい</u>場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。</p> <p>⑤ 受注者は、<u>主要部材の突合わせ継手及び断面を構成する</u> T継手、角継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。</p> <p>その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。</p> <p>ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。</p> <p>1) 受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mmの範囲における高低差で表し、3mmを超える凹凸を発生させてはならない。</p> <p>2) 受注者は、アンダーカットの深さを<u>0.5mm</u>以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。</p> <p>(14) 仮組立て</p> <p>① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。</p> <p>ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て<u>実施</u>できるものとする</p> <p>5-13-7 橋梁用防護柵製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合</p> <p>① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければ<u>な</u>らない。</p> <p>② 受注者は、<u>亜鉛の付着量をJIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) Z27の275g/m² (両面付着量)</u>以上としなければならない。その場合受注者は、<u>亜鉛の付着量が前述</u>以上であることを確認しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、<u>熱</u>化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。</p> | <p>(11) 溶接の検査</p> <p>④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、<u>溶接線全線を対象として</u>肉眼で行うものとするが、<u>判定が困難な</u>場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。</p> <p>⑤ 受注者は、<u>断面に考慮する</u>突合わせ<u>溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手</u>に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。</p> <p>その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。</p> <p>ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。</p> <p>1) 受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mmの範囲における高低差で表し、3mmを超える凹凸を発生させてはならない。</p> <p>2) 受注者は、アンダーカットの深さを<u>設計上許容される値</u>以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。</p> <p>(14) 仮組立て</p> <p>① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。</p> <p>ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て<u>これに代えることができる</u>ものとする</p> <p>5-13-7 橋梁用防護柵製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合</p> <p>① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければ<u>な</u>らない。</p> <p>② 受注者は、<u>めっき付着量を両面で275g/m²</u>以上としなければならない。その場合、<u>受注者は、めっき付着量が前述</u>以上であることを確認しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、<u>熱硬</u>化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。</p> | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|--|---|
| <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。</p> <p>② 受注者は、<u>亜鉛</u>の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）の550g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> <p>5-13-11 工場塗装工</p> <p>3. 気温、湿度の条件</p> <p>受注者は、気温、湿度の条件が表5-56の塗装禁止条件を<u>満足しない</u>場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、しかも温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>第15節 法面工（共通）</p> <p>5-15-7 かご工</p> <p>2. 詰石</p> <p>受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、<u>偏</u>平にならないようにしなければならない。</p> <p>第17節 植栽維持工</p> <p>5-17-2 材料</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、薬剤については農業取締法（平成<u>26</u>年6月改正 法律第<u>69</u>号）に基づくものでなければならない。</p> | <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。</p> <p>② 受注者は、<u>めっき</u>付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）の550g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> <p>5-13-11 工場塗装工</p> <p>3. 気温、湿度の条件</p> <p>受注者は、気温、湿度の条件が表5-56の塗装禁止条件に<u>該当する</u>場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、しかも温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>第15節 法面工（共通）</p> <p>5-15-7 かご工</p> <p>2. 詰石</p> <p>受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、<u>偏</u>平にならないようにしなければならない。</p> <p>第17節 植栽維持工</p> <p>5-17-2 材料</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、薬剤については農業取締法（平成<u>30</u>年6月改正 法律第<u>53</u>号）に基づくものでなければならない。</p> | <p>諸基準の改定により修正</p> <p>字句の修正（表記の統一）</p> <p>字句の修正（表記の統一）</p> <p>諸基準の改定により修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|---|--|
| <p style="text-align: center;">第7章 <u>トンネル及び管水路</u></p> <p>第1節 <u>トンネル</u></p> <p><u>7-1-1 通則</u></p> <p>1. 一般</p> <p>(1) 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「水路トンネル」(<u>平成8年10月</u>)</p> <p>(2) 受注者は、水路トンネル工の施工に先立ち、測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認のうえ、坑口付近に中心線及び施工面の基準となる基準点を設置しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、坑内に測点を設置する場合、トンネルの掘進に伴って移動しないよう、坑内に測点を設置しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、坑内に設置した測点及び基準点について、設計図書に示す期間中、定期的に測点毎に坑外の基準点から検測を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、工事が安全かつ合理的に行えるよう、坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定を行わなければならない。</p> <p><u>(6) 受注者は、工事が安全かつ合理的に行えるよう、坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定を行わなければならない。</u></p> <p>(7) 受注者は、測定項目、測定間隔及び測定回数について、設計図書に示す方法に従わなければならない。なお、計測は、知識、経験を有する専門技術者が行うものとする。</p> <p>(8) 受注者は、施工中の地質、湧水、その他自然現象、支保工、覆工等の変状の有無を観察し、その状況を記録するとともに、その記録を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> | <p style="text-align: center;">第7章 <u>水路トンネル</u></p> <p>第1節 水路トンネル</p> <p><u>7-1-1 適用</u></p> <p style="text-align: center;"><u>本章は、水路トンネル工の矢板工法及びNATM工法（吹付け・ロックボルト工法）その他これに類する工種について適用する。</u></p> <p><u>7-1-2 適用すべき基準</u></p> <p>2. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「水路トンネル」(<u>平成26年3月</u>)</p> <p><u>7-1-3 一般事項</u></p> <p>(1) 受注者は、水路トンネル工の施工に先立ち、測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認のうえ、坑口付近に中心線及び施工面の基準となる基準点を設置しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、坑内に測点を設置する場合、トンネルの掘進に伴って移動しないよう、坑内に測点を設置しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、坑内に設置した測点及び基準点について、設計図書に示す期間中、定期的に測点毎に坑外の基準点から検測を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、工事が安全かつ合理的に行えるよう、坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、測定項目、測定間隔及び測定回数について、設計図書に示す方法に従わなければならない。なお、計測は、知識、経験を有する専門技術者が行うものとする。 <u>また、得られた計測結果について、監督職員に提出し、承諾を得るものとする。</u></p> <p>(6) 受注者は、施工中の地質、湧水、その他自然現象、支保工、覆工等の変状の有無を観察し、その状況を記録するとともに、その記録を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> | <p>農林水産省 土木工事仕様書と整合を図り、水路トンネル及び管水路を分離</p> <p>農林水産省 土木工事仕様書と整合を図り、適用の追記</p> <p>諸基準の改定により修正</p> <p>農林水産省 土木工事仕様書と整合を図り追記</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|--|---|
| <p>(8) 受注者は、施工中、異常を発見した場合及び出水、落盤その他工事に支障を与える恐れがある場合、速やかに監督職員に報告するとともに、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督職員に報告するものとする。</p> <p>7-1-3 トンネル掘削工 2. NATM工法 (3) 支保工 7) 鋼製支保工</p> <p>① 受注者は、鋼製支保工を使用する場合、あらかじめ加工図を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。なお、曲げ加工は、原則として冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には、監督職員の承諾を得るものとする。また、溶接、穴あけ等に当たり、素材の材質を害さないようにしなければならない。</p> <p>② 受注者は、設計図書に示す場合又は、監督職員の指示する間隔ごとに、正確に鋼製支保工を建て込み、地山との間に、矢板、くさび等を挿入して締付け、地山を十分支持するよう建込み、アーチとして十分作用するようしなければならない。</p> <p>③ 受注者は、鋼製支保工の施工に当たり、底版支承面が軟弱で、沈下の恐れのある場合、沈下防止を図るための方法を監督職員と協議しなければならない。</p> <p>④ 受注者は、鋼製支保工の転倒を防止するため、設計図書に示すつなぎ材を設け、十分に締付け固定しなければならない。</p> <p>7-1-3 覆工 2. NATM工法 (3) 覆工コンクリート 1) ~7) [略]</p> <p><u>〔追加〕</u></p> | <p>(7) 受注者は、施工中、異常を発見した場合及び出水、落盤その他工事に支障を与える恐れがある場合、速やかに監督職員に報告するとともに、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督職員に報告するものとする。</p> <p>7-1-5 トンネル掘削工 2. NATM工法 (3) 支保工 7) 鋼製支保工</p> <p>① 受注者は、鋼製支保工を使用する場合、あらかじめ加工図を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。なお、曲げ加工は、原則として冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には、監督職員の承諾を得るものとする。また、溶接、穴あけ等に当たり、素材の材質を害さないようにしなければならない。</p> <p>② 受注者は、<u>鋼製支保工</u>を設計図書に示す場合又は、監督職員の指示する間隔ごとに、正確に鋼製支保工を建て込み、地山との間に、矢板、くさび等を挿入して締付け、地山を十分支持するよう建込み、アーチとして十分作用するようしなければならない。</p> <p>③ 受注者は、鋼製支保工の施工に当たり、底版支承面が軟弱で、沈下の恐れのある場合、沈下防止を図るための方法を監督職員と協議しなければならない。</p> <p>④ 受注者は、鋼製支保工の転倒を防止するため、設計図書に示すつなぎ材を設け、十分に締付け固定しなければならない。</p> <p>7-1-6 覆工 2. NATM工法 (3) 覆工コンクリート 1) ~7) [略]</p> <p><u>8) 受注者は、覆工コンクリートの打設時期を土木工事施工管理基準による計測Aの結果に基づき、監督員と協議しなければならない。</u></p> | <p></p> <p>農林水産省 土木工事仕様書と整合を図り追記</p> <p>農林水産省 土木工事仕様書と整合を図り追記</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|--|--|
| <p>第7章 <u>トンネル及び管水路</u></p> <p>第2節 管水路</p> <p>7-2-1 適用 〔略〕</p> <p>7-2-2 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) ~ (5) 〔略〕</p> <p>(6) WSP 012 (<u>水道用塗覆装鋼管</u>ジョイントコート)</p> <p>(7) ~ (14) 〔略〕</p> <p>(15) JDPa W 04 (T形ダクタイトイル<u>管</u>接合要領書)</p> <p>(16) JDPa W 05 (K形ダクタイトイル<u>管</u>接合要領書)</p> <p>(17) JDPa W 06 (U形、<u>U-D</u>ダクタイトイル<u>管</u>接合要領書)</p> <p>(18) JDPa W 07 (フランジ形ダクタイトイル<u>管</u>接合要領書)</p> <p>(19) ~ (25) 〔略〕</p> <p>7-2-8 排泥弁室工 2. 弁室工 排泥弁室工の施工については、第7章 <u>7-2-7</u> 第2項分水弁室工の規定による。</p> <p>7-2-9 空気弁室工 2. 弁室工 空気弁室工の施工については第7章 <u>7-2-7</u> 第2項分水弁室工の規定による。</p> <p>7-2-10 流量計室工 2. 計器類室工 計器類室工の施工については第7章 <u>7-2-7</u> 第2項分水弁室工の規定による。</p> <p>7-2-11 制水弁室工 2. 弁室工 制水弁室工の施工については第7章 <u>7-2-7</u> 第2項分水弁室工の規定による。</p> <p>7-2-14 技術管理費 2. サイホンの漏水試験 (1) 漏水試験については次の(2)を除き第7章 <u>7-2-14</u> 第3項による。</p> | <p>第8章 <u>管水路</u></p> <p>第1節 管水路</p> <p>8-1-1 適用 〔略〕</p> <p>8-1-2 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) ~ (5) 〔略〕</p> <p>(6) WSP 012 (<u>長寿命形水道用</u>ジョイントコート)</p> <p>(7) ~ (14) 〔略〕</p> <p>(15) JDPa W 04 (T形ダクタイトイル<u>鉄管</u>接合要領書)</p> <p>(16) JDPa W 05 (K形ダクタイトイル<u>鉄管</u>接合要領書)</p> <p>(17) JDPa W 06 (U形、<u>U-D</u>形ダクタイトイル<u>鉄管</u>接合要領書)</p> <p>(18) JDPa W 07 (フランジ形ダクタイトイル<u>鉄管</u>接合要領書)</p> <p>(19) ~ (25) 〔略〕</p> <p>8-1-8 排泥弁室工 2. 弁室工 排泥弁室工の施工については、第8章 <u>8-1-7</u> 第2項分水弁室工の規定による。</p> <p>8-1-9 空気弁室工 2. 弁室工 空気弁室工の施工については第8章 <u>8-1-7</u> 第2項分水弁室工の規定による。</p> <p>8-1-10 流量計室工 2. 計器類室工 計器類室工の施工については第8章 <u>8-1-7</u> 第2項分水弁室工の規定による。</p> <p>8-1-11 制水弁室工 2. 弁室工 制水弁室工の施工については第8章 <u>8-1-7</u> 第2項分水弁室工の規定による。</p> <p>8-1-14 技術管理費 2. サイホンの漏水試験 (1) 漏水試験については次の(2)を除き第8章 <u>8-1-14</u> 第3項による。</p> | <p>農林水産省 土木工事仕様書と整合を図り、水路トンネル及び管水路を分離</p> <p>適用すべき基準の改正に伴い修正</p> <p>字句の修正 (誤記の修正)</p> <p>字句の修正 (誤記の修正)</p> <p>字句の修正 (誤記の修正)</p> <p>字句の修正 (誤記の修正)</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|---|---------|
| <p>7-2-15 銘板工 橋歴板工</p> <p>(1) 受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202 (鑄鉄用銅合金地金) による鑄鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図7-1によらなければならない。</p> <div style="text-align: center;"> <p>水管橋 300mm 200mm 13mm 8mm</p> <p>板厚8mm 字厚5mm 計13mm 完成年月日を記入する。</p> </div> <p style="text-align: center;">図7-1</p> <p>(2) 橋歴板は、起点左側、橋梁端部に取付けることを原則とし、取付け位置は図7-2の通りとする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>100mm 500mm 塗装記録表 ネームプレート 単位mm</p> </div> <p style="text-align: center;">図7-2</p> <p>なお、水門設備、除塵設備は第6章6-2-8銘板工によるものとする。</p> | <p>8-1-15 銘板工 橋歴板工</p> <p>(1) 受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202 (鑄鉄用銅合金地金) による鑄鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図8-1によらなければならない。</p> <div style="text-align: center;"> <p>水管橋 300mm 200mm 13mm 8mm</p> <p>板厚8mm 字厚5mm 計13mm 完成年月日を記入する。</p> </div> <p style="text-align: center;">図8-1</p> <p>(2) 橋歴板は、起点左側、橋梁端部に取付けることを原則とし、取付け位置は図8-2の通りとする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>100mm 500mm 塗装記録表 ネームプレート 単位mm</p> </div> <p style="text-align: center;">図8-2</p> <p>なお、水門設備、除塵設備は第6章6-2-8銘板工によるものとする。</p> | |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|--|--|
| <p>第8章 ダム</p> <p>第4節 コンクリートダム</p> <p>8-4-5 埋設物設置工</p> <p>3. 継目グラウチング設備設置</p> <p>(2) パイプづまり対策</p> <p>受注者は、サプライ、リターン等に標識板を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。</p> <p>第9章 コンクリート橋上部</p> <p>第1節 適用</p> <p>4. コンクリート構造物非破壊試験</p> <p>コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下によるものとする。</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定</p> <p>コンクリート微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下によるものとする。</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」に従い行わなければならない。</p> <p>第5節 PC橋工</p> <p>9-5-1 一般事項</p> <p>5. PC鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>第6節 プレビーム桁橋工</p> <p>9-6-1 一般事項</p> <p>7. PC鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> | <p>第9章 ダム</p> <p>第4節 コンクリートダム</p> <p>9-4-5 埋設物設置工</p> <p>3. 継目グラウチング設備設置</p> <p>(2) パイプづまり対策</p> <p>受注者は、サプライ、リターン等に標示板を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。</p> <p>第10章 コンクリート橋上部</p> <p>第1節 適用</p> <p>4. コンクリート構造物非破壊試験</p> <p>コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下によるものとする。</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定</p> <p>コンクリート微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下によるものとする。</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。</p> <p>第5節 PC橋工</p> <p>10-5-1 一般事項</p> <p>5. PC鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>第6節 プレビーム桁橋工</p> <p>10-6-1 一般事項</p> <p>7. PC鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> | <p>字句の修正</p> <p>字句の修正（表記の統一）</p> <p>字句の修正（表記の統一）</p> <p>JIS の表記修正</p> <p>JIS の表記修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|-----------|------|---------|-----|--------|--|-----------|---|-----|---------|------|-----------|----|---------|--|----|-----|------|----|-----|--------|--|-----------|---|-----|---------|------|-----------|----|---------|---|
| <p>9-6-2 プレビーム桁製作工（現場）</p> <p>1. プレフレクション（応力導入）の施工 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 鋼桁のプレフレクションの管理を、荷重計の示度及び鋼桁のたわみ量によって行うものとする。なお、このときの荷重及びたわみ量の規格値は、表9-1の値とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">表9-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定点</th> <th>測定方法</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷重計の示度</td> <td></td> <td>マンメーターの読み</td> <td>t</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>鋼桁のたわみ量</td> <td>支間中央</td> <td>レベル及びスケール</td> <td>mm</td> <td>-1～+3mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7節 PCホロースラブ橋工</p> <p>9-7-1 一般事項</p> <p>7. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>第8節 RCホロースラブ橋工</p> <p>9-8-1 一般事項</p> <p>7. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>第9節 PC版桁橋工</p> <p>9-9-1 一般事項</p> <p>5. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>第10節 PC箱桁橋工</p> <p>9-10-1 一般事項</p> <p>7. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> | 項目 | 測定点 | 測定方法 | 単位 | 規格値 | 荷重計の示度 | | マンメーターの読み | t | ±5% | 鋼桁のたわみ量 | 支間中央 | レベル及びスケール | mm | -1～+3mm | <p>10-6-2 プレビーム桁製作工（現場）</p> <p>1. プレフレクション（応力導入）の施工 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 鋼桁のプレフレクションの管理を、荷重計の示度及び鋼桁のたわみ量によって行うものとする。なお、このときの荷重及びたわみ量の規格値は、表10-1の値とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">表10-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定点</th> <th>測定方法</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷重計の示度</td> <td></td> <td>マンメーターの読み</td> <td>t</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>鋼桁のたわみ量</td> <td>支間中央</td> <td>レベル及びスケール</td> <td>mm</td> <td>-1～+3mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7節 PCホロースラブ橋工</p> <p>10-7-1 一般事項</p> <p>7. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>第8節 RCホロースラブ橋工</p> <p>10-8-1 一般事項</p> <p>7. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>第9節 PC版桁橋工</p> <p>10-9-1 一般事項</p> <p>5. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>第10節 PC箱桁橋工</p> <p>10-10-1 一般事項</p> <p>7. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> | 項目 | 測定点 | 測定方法 | 単位 | 規格値 | 荷重計の示度 | | マンメーターの読み | t | ±5% | 鋼桁のたわみ量 | 支間中央 | レベル及びスケール | mm | -1～+3mm | <p></p> <p></p> <p>JIS の表記修正</p> <p></p> <p>JIS の表記修正</p> <p></p> <p>JIS の表記修正</p> <p></p> <p>JIS の表記修正</p> |
| 項目 | 測定点 | 測定方法 | 単位 | 規格値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 荷重計の示度 | | マンメーターの読み | t | ±5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鋼桁のたわみ量 | 支間中央 | レベル及びスケール | mm | -1～+3mm | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 測定点 | 測定方法 | 単位 | 規格値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 荷重計の示度 | | マンメーターの読み | t | ±5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鋼桁のたわみ量 | 支間中央 | レベル及びスケール | mm | -1～+3mm | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|--|-----------|
| <p>第11節 PC片持箱桁橋工</p> <p>9-11-1 一般事項</p> <p>7. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> | <p>第11節 PC片持箱桁橋工</p> <p>10-11-1 一般事項</p> <p>7. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> | JIS の表記修正 |
| <p>第12節 PC押出し箱桁橋工</p> <p>9-12-1 一般事項</p> <p>7. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> | <p>第12節 PC押出し箱桁橋工</p> <p>10-12-1 一般事項</p> <p>7. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> | JIS の表記修正 |
| <p>第13節 橋梁付属物工</p> <p>9-13-2 伸縮装置工 伸縮装置工の施工については、第10章 10-8-2 伸縮装置工の規定による。</p> <p>9-13-3 排水装置工 排水装置工の施工については、第10章 10-8-4 排水装置工の規定による。</p> <p>9-13-4 地覆工</p> <p>1. 地覆工の施工については、第10章 10-8-5 地覆工の規定による。 2. 受注者は、プレキャスト地覆がある場合は、設計図書に基づいて施工しなければならない。</p> <p>9-13-5 橋梁用防護柵工 橋梁用防護柵工の施工については、第10章 10-8-6 橋梁用防護柵工の規定による。</p> <p>9-13-6 橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、第10章 10-8-7 橋梁用高欄工の規定による。</p> <p>9-13-7 検査路工 検査路工の施工については、第10章 10-8-8 検査路工の規定による。</p> | <p>第13節 橋梁付属物工</p> <p>10-13-2 伸縮装置工 伸縮装置工の施工については、第11章 11-8-2 伸縮装置工の規定による。</p> <p>10-13-3 排水装置工 排水装置工の施工については、第11章 11-8-4 排水装置工の規定による。</p> <p>10-13-4 地覆工</p> <p>1. 地覆工の施工については、第11章 11-8-5 地覆工の規定による。 2. 受注者は、プレキャスト地覆がある場合は、設計図書に基づいて施工しなければならない。</p> <p>10-13-5 橋梁用防護柵工 橋梁用防護柵工の施工については、第11章 11-8-6 橋梁用防護柵工の規定による。</p> <p>10-13-6 橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、第11章 11-8-7 橋梁用高欄工の規定による。</p> <p>10-13-7 検査路工 検査路工の施工については、第11章 11-8-8 検査路工の規定による。</p> | |
| <p>第14節 コンクリート橋足場等設置工</p> <p>9-14-2 橋梁足場工 橋梁足場工の施工については、第10章 10-9-2 橋梁足場工の規定による。</p> <p>9-14-3 橋梁防護工 橋梁防護工の施工については、第10章 10-9-3 橋梁防護工の規定による。</p> <p>9-14-4 昇降用設備工 昇降用設備工の施工については、第10章 10-9-4 昇降用設備工の規定による。</p> | <p>第14節 コンクリート橋足場等設置工</p> <p>10-14-2 橋梁足場工 橋梁足場工の施工については、第11章 11-9-2 橋梁足場工の規定による。</p> <p>10-14-3 橋梁防護工 橋梁防護工の施工については、第11章 11-9-3 橋梁防護工の規定による。</p> <p>10-14-4 昇降用設備工 昇降用設備工の施工については、第11章 11-9-4 昇降用設備工の規定による。</p> | |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|--|---|
| <h3 style="color: blue;">第10章 鋼橋上部</h3> <p>第5節 鋼橋架設工 10-5-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第8節 橋梁付属物工 10-8-6 橋梁用防護柵工 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> | <h3 style="color: red;">第11章 鋼橋上部</h3> <p>第5節 鋼橋架設工 11-5-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会、<u>平成16年4月</u>）第5章支承の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第8節 橋梁付属物工 11-8-6 橋梁用防護柵工 <u>(1) 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</u> <u>(2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際の防錆・防食強化を図らなければならない。</u> <u>① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</u> <u>② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</u> <u>③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</u></p> | <p>字句の修正（表記の統一）</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> |
| <h3 style="color: blue;">第11章 橋梁下部</h3> <p>第1節 適用 4. コンクリート構造物非破壊試験 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下によるものとする。 (1) 受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」に従い行わなければならない。</p> <p>第6節 橋台工 11-6-8 橋台躯体工 3. 防錆処理 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> | <h3 style="color: red;">第12章 橋梁下部</h3> <p>第1節 適用 4. コンクリート構造物非破壊試験 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下によるものとする。 (1) 受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」<u>(国土交通省 平成30年10月)</u>に従い行わなければならない。</p> <p>第6節 橋台工 12-6-8 橋台躯体工 3. 防錆処理 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、<u>防食、損傷等を受けないようにこれらを保護</u>しなければならない。<u>なお、施工方法に関しては、監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> | <p>字句の修正（表記の統一）</p> <p>施工実態に基づき改定</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|---|-------------------|
| <p>6. モルタル仕上げ 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>第7節 RC橋脚工 11-7-9 橋脚躯体工 橋脚躯体工の施工については、第11章 11-6-8 橋台躯体工の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第12章 頭首工</p> <p>第3節 可動（固定）堰本体工 12-3-8 堰柱工 3. 堰柱に鋼構造物を埋設する場合、第12章 12-3-7 床版（堰体）工第3及び4項の規定による。 12-3-9 門柱工 門柱に鋼構造物を埋設する場合、第12章 12-3-7 床版（堰体）工第3及び4項の規定による。 12-3-12 洪水吐工 洪水吐工の施工については、第12章 12-3-7 床版（堰体）工及び第12章 12-3-8 堰柱工の規定による。 12-3-13 土砂吐工 土砂吐工の施工については、第12章 12-3-7 床版（堰体）工及び第12章 12-3-8 堰柱工の規定による。</p> <p>第5節 管理橋下部工 12-5-1 管理橋下部工 管理橋下部工の施工については、第11章 11-6-8 橋台躯体工第1から6項の規定に準じるものとする。</p> | <p>6. モルタル仕上げ 受注者は、支承部等を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>第7節 RC橋脚工 12-7-9 橋脚躯体工 橋脚躯体工の施工については、第12章 12-6-8 橋台躯体工の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第13章 頭首工</p> <p>第3節 可動（固定）堰本体工 13-3-8 堰柱工 3. 堰柱に鋼構造物を埋設する場合、第13章 13-3-7 床版（堰体）工第3及び4項の規定による。 13-3-9 門柱工 門柱に鋼構造物を埋設する場合、第13章 13-3-7 床版（堰体）工第3及び4項の規定による。 13-3-12 洪水吐工 洪水吐工の施工については、第13章 13-3-7 床版（堰体）工及び第13章 13-3-8 堰柱工の規定による。 13-3-13 土砂吐工 土砂吐工の施工については、第13章 13-3-7 床版（堰体）工及び第13章 13-3-8 堰柱工の規定による。</p> <p>第5節 管理橋下部工 13-5-1 管理橋下部工 管理橋下部工の施工については、第12章 12-6-8 橋台躯体工第1から6項の規定に準じるものとする。</p> | <p>施工実態に基づき改定</p> |

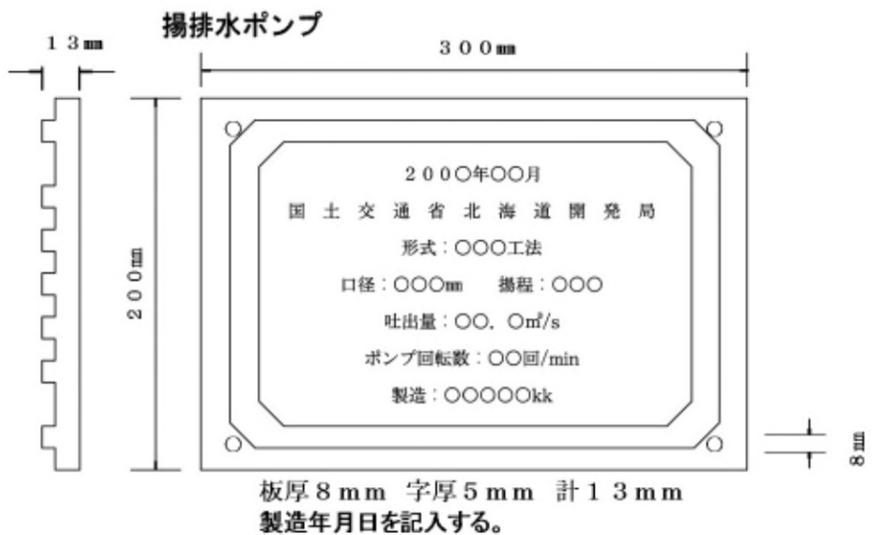
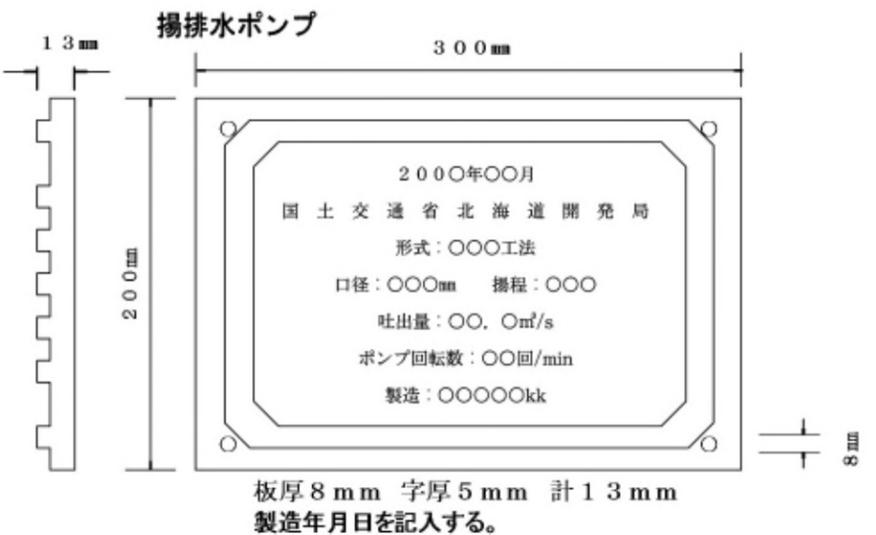
農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|---|---|
| <p>第6節 管理橋上部工</p> <p>12-6-2 プレテンション桁購入工</p> <p>(3)コンクリートの施工については、次の規定により製作されたもの。</p> <p>①振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。</p> <p>②蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作されたもの。</p> <p>12-6-3 ポストテンションT（I）桁製作工</p> <p>1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。</p> <p>(1) 主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。</p> <p>(2) 桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しは、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に影響を与えないよう早期に実施するものとする。</p> <p>(3) 内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めるものとする。</p> <p>(4) 桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲、あるいは型枠のすみずみまで行き渡るように行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、PC緊張の施工について、第2編12-3-2横組工 3の規定によるものとする。</p> <p>4. 受注者は、グラウトの施工について、第2編12-3-2横組工 4の規定によるものとする。</p> <p>12-6-4 プレキャストブロック桁購入工</p> <p>プレキャストブロック購入については、本章 12-6-2 プレテンション桁購入工の規定によるものとする。</p> | <p>第6節 管理橋上部工</p> <p>13-6-2 プレテンション桁購入工</p> <p>(3)コンクリートの施工については、次の規定により製作されたもの。</p> <p>①振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。</p> <p>②蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作されたもの。<u>また、養生終了後は急激に温度を低下させてはならない。</u></p> <p>13-6-3 ポストテンションT（I）桁製作工</p> <p>1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。</p> <p>(1) 主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。</p> <p>(2) 桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しは、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に影響を与えないよう早期に実施するものとする。</p> <p>(3) 内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めるものとする。</p> <p>(4) 桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲、あるいは型枠のすみずみまで行き渡るように行うものとする。</p> <p><u>(5) 受注者は、コンクリートの打ち込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。</u></p> <p>3. 受注者は、PC緊張の施工について、第5章 5-4-13 ポストテンション桁製作工 3の規定によるものとする。</p> <p>4. 受注者は、グラウトの施工について、第5章 5-4-13 ポストテンション桁製作工 4の規定によるものとする。</p> <p>13-6-4 プレキャストブロック桁購入工</p> <p>プレキャストブロック購入については、本章 13-6-2 プレテンション桁購入工の規定によるものとする。</p> | <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|---|---|
| <p>12-6-5 プレキャストブロック桁組立工</p> <p>2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) プレキャストブロックの接合に当たり、設計図書に示す品質が得られるように 施工するものとする。</p> <p>(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。</p> <p>3. 受注者は、PCケーブル及びPC緊張の施工について、本章12-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工2及び3の規定によるものとする。</p> <p>4. 受注者は、グラウトの施工について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) グラウトについては、本章12-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工4の規定によるものとする。</p> <p>12-6-6 PCホロースラブ製作工</p> <p>1. 〔略〕</p> <p>2. 〔略〕</p> <p>3. コンクリートの施工については、本章12-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工1の規定によるものとする。</p> <p>4. PCケーブル、PC緊張の施工については、本章12-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工2及び3の規定によるものとする。</p> <p>5. 〔略〕</p> <p>6. グラウトの施工については、本章12-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工4の規定によるものとする。</p> <p>12-6-7 PC箱桁製作工</p> <p>1. 受注者は、移動型枠の施工について、本章12-6-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>2. 受注者は、コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工について、本章12-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工1から3の規定によるものとする。</p> <p>3. 受注者は、PC固定、PC継手の施工については、本章12-6-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>4. 受注者は、横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、グラウト等がある場合の施工について、本章12-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工の規定によるものとする。</p> | <p>13-6-5 プレキャストブロック桁組立工</p> <p>2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) プレキャストブロックの連結に当たり、設計図書に示す品質が得られるように 施工するものとする。</p> <p>(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。</p> <p>3. 受注者は、PCケーブル及びPC緊張の施工について、本章13-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工2及び3の規定によるものとする。</p> <p>4. 受注者は、グラウトの施工について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行うものとする。</p> <p>(2) グラウトについては、本章13-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工4の規定によるものとする。</p> <p>13-6-6 PCホロースラブ製作工</p> <p>1. 〔略〕</p> <p>2. 〔略〕</p> <p>3. コンクリートの施工については、本章13-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工1の規定によるものとする。</p> <p>4. PCケーブル、PC緊張の施工については、本章13-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工2及び3の規定によるものとする。</p> <p>5. 〔略〕</p> <p>6. グラウトの施工については、本章13-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工4の規定によるものとする。</p> <p>13-6-7 PC箱桁製作工</p> <p>1. 受注者は、移動型枠の施工について、本章13-6-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>2. 受注者は、コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工について、本章13-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工1から3の規定によるものとする。</p> <p>3. 受注者は、PC固定、PC継手の施工については、本章13-6-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>4. 受注者は、横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、グラウト等がある場合の施工について、本章13-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工の規定によるものとする。</p> | <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|--|---------|
| <p>12-6-9 架設桁架設工</p> <p>1. 受注者は、既架設桁を使用して、プレキャスト桁を架設する場合は、既架設桁の安全性について検討しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、架設計画書に基づいた架設機材を用いて、安全に施工しなければならない。</p> <p>3. プレキャスト桁の架設については、本章12-6-8 クレーン架設工の規定によるものとする。</p> <p>12-6-10 架設支保工</p> <p>支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章 第8節 型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p>12-6-11 床版・横組工</p> <p>横締め鋼材、横締め緊張、横締めグラウトがある場合の施工については、本章12-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第13章 機場下部工事工</p> <p>第4節 遊水池工</p> <p>13-4-5 側壁工</p> <p>側壁工の施工については、第13章 13-3-5 本体工の規定による。</p> <p>13-4-7 銘板工</p> <p>受注者は、銘板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳鉄用銅合金地金）による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図 13-1によらなければならない。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 13-1</p> | <p>13-6-9 架設桁架設工</p> <p>1. 受注者は、既架設桁を使用して、プレキャスト桁を架設する場合は、既架設桁の安全性について検討しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、架設計画書に基づいた架設機材を用いて、安全に施工しなければならない。</p> <p>3. プレキャスト桁の架設については、本章13-6-8 クレーン架設工の規定によるものとする。</p> <p>13-6-10 架設支保工</p> <p>支保工及び支保工基礎の施工については、第3章 第8節 型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p>13-6-11 床版・横組工</p> <p>横締め鋼材、横締め緊張、横締めグラウトがある場合の施工については、本章13-6-3 ポストテンションT(I)桁製作工の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第14章 機場下部工事工</p> <p>第4節 遊水池工</p> <p>14-4-5 側壁工</p> <p>側壁工の施工については、第14章 14-3-5 本体工の規定による。</p> <p>14-4-7 銘板工</p> <p>受注者は、銘板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳鉄用銅合金地金）による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図 14-1によらなければならない。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 14-1</p> | |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|--|---|
| <p style="text-align: center;">第14章 道路</p> <p>第3節 防護柵工 14-3-1 一般事項 3. 適用規定 受注者は、防護柵工の施工にあたって、防護柵の設置基準・同解説（日本道路協会 平成28年12月改訂）の4-1. 施工の規定、道路土工・盛土工指針（日本道路協会 平成21年6月）の規定及び第5章 5-4-8 路側防護柵工、第5章 5-4-7 防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第8節 排水構造物工（小型水路工） 14-8-4 管（函）渠工 2. 適用規定 管（函）渠工の施工については、第14章 14-6-2 プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p>第9節 排水構造物工（路面排水工） 14-9-1 一般事項 2. 適用規定 排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び第14章14-9-2側溝工、第14章 14-9-3 集水柵（街渠柵）・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第17章 防災林</p> <p>第1節 新植の地ごしらえ作業 17-1-1 防火帯 防火帯の刈払い作業は、第19章 19-2-4 第2項 防火帯刈払い作業による。 17-1-2 地床植生の刈払い及び末木枝条の処理 2. 機械による地ごしらえの地床植生及び伐根枝条等の処理は、第19章 第2節 障害物処理の関係条項による。 17-1-3 火入れ 火入れ作業は、第19章 19-2-5 火入れ作業による。 17-1-4 耕起作業 耕起作業の耕法と回数は別に指定するものとし、施工は、第19章 19-6-1 耕起作業による。なお、耕起深は20cmとする。</p> | <p style="text-align: center;">第15章 道路</p> <p>第3節 防護柵工 15-3-1 一般事項 3. 適用規定 受注者は、防護柵工の施工にあたって、防護柵の設置基準・同解説（日本道路協会 平成28年12月）の4-1. 施工の規定、道路土工要綱（日本道路協会 平成21年6月）の規定及び第5章 5-4-8 路側防護柵工、第5章 5-4-7 防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第8節 排水構造物工（小型水路工） 15-8-4 管（函）渠工 2. 適用規定 管（函）渠工の施工については、第15章 15-6-2 プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p>第9節 排水構造物工（路面排水工） 15-9-1 一般事項 2. 適用規定 排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び第14章14-9-2側溝工、第15章 15-9-3 集水柵（街渠柵）・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第18章 防災林</p> <p>第1節 新植の地ごしらえ作業 18-1-1 防火帯 防火帯の刈払い作業は、第20章 20-2-4 第2項 防火帯刈払い作業による。 18-1-2 地床植生の刈払い及び末木枝条の処理 2. 機械による地ごしらえの地床植生及び伐根枝条等の処理は、第20章 第2節 障害物処理の関係条項による。 18-1-3 火入れ 火入れ作業は、第20章 20-2-5 火入れ作業による。 18-1-4 耕起作業 耕起作業の耕法と回数は別に指定するものとし、施工は、第20章 20-6-1 耕起作業による。なお、耕起深は20cmとする。</p> | <p style="text-align: center;">字句の修正（誤記の修正）</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------------|-----------------|------------|------------|---------------|-----------------|-------------------|--------------------|---------------|----------|-------------------------------|---------------|--|----|----------|------------|------------|---------------|-----------------|-------------------|--------------------|---------------|----------|-------------------------------|---------------|--|
| <p>第7節 補植作業</p> <p>17-7-2 植栽計画及び仮植方法 植栽計画は、第17章 17-3-1、仮植方法は第17章 17-3-3による。</p> <p>17-7-3 補植方法 2. 植付け方法は、第17章 17-3-5による。</p> <p>17-7-4 天然林の補植 2. 天然林は、かん木以外の幼令木以上はすべて存置し、植付けする苗木は、天然林の樹冠の下にならない位置に第17章 17-3-4に示す間隔により植付けるものとする。 3. 植付方法は、第17章 17-3-5による。</p> <p style="text-align: center;">第18章 雑用水施設 (参考)</p> <p>第2節 管路</p> <p>18-2-2 管の布設 配管工事(切断・接合・組立)について、適切に作業を行うことができる十分な技能を有した配水管技能者(日本水道協会)または、これと同等以上の資格を有する者を従事させなければならない。 なお、資格種別については表18-2-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表18-2-1 継手施工資格者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 35%;">証明する資格証等</th> <th style="width: 40%;">資格取得講習会主催者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管技能者(一般)</td> <td>配水管技能者登録証(一般)</td> <td>(社)日本水道協会(認定のみ)</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事配管技能者講習会修了者</td> <td>給水装置工事配管技能者講習会修了証書</td> <td>(財)給水工事技術振興財団</td> </tr> <tr> <td>配水管施工技能者</td> <td>配水管施工技能者資格認定書または配管技工(1級)資格認定証</td> <td>日本水道協会北海道地方支部</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、給水装置工事(給水管の継替等)がある場合は、給水装置工事主任技術者(厚生労働大臣認定)を、配管(接合)及びサドル分水栓穿孔に従事する者には、配水管施工技能者(日本水道協会北海道地方支部)、給水装置工事配管技能者((財)給水工事技術振興財団)、またはそれと同等以上の資格を有する者を従事させなければならない。</p> | 名称 | 証明する資格証等 | 資格取得講習会主催者 | 配水管技能者(一般) | 配水管技能者登録証(一般) | (社)日本水道協会(認定のみ) | 給水装置工事配管技能者講習会修了者 | 給水装置工事配管技能者講習会修了証書 | (財)給水工事技術振興財団 | 配水管施工技能者 | 配水管施工技能者資格認定書または配管技工(1級)資格認定証 | 日本水道協会北海道地方支部 | <p>第7節 補植作業</p> <p>18-7-2 植栽計画及び仮植方法 植栽計画は、第18章 18-3-1、仮植方法は第18章 18-3-3による。</p> <p>18-7-3 補植方法 2. 植付け方法は、第18章 18-3-5による。</p> <p>18-7-4 天然林の補植 2. 天然林は、かん木以外の幼令木以上はすべて存置し、植付けする苗木は、天然林の樹冠の下にならない位置に第18章 18-3-4に示す間隔により植付けるものとする。 3. 植付方法は、第18章 18-3-5による。</p> <p style="text-align: center;">第19章 雑用水施設 (参考)</p> <p>第2節 管路</p> <p>19-2-2 管の布設 配管工事(切断・接合・組立)について、適切に作業を行うことができる十分な技能を有した配水管技能者(日本水道協会)または、これと同等以上の資格を有する者を従事させなければならない。 なお、資格種別については表19-2-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表19-2-1 継手施工資格者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 35%;">証明する資格証等</th> <th style="width: 40%;">資格取得講習会主催者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管技能者(一般)</td> <td>配水管技能者登録証(一般)</td> <td>(社)日本水道協会(認定のみ)</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事配管技能者講習会修了者</td> <td>給水装置工事配管技能者講習会修了証書</td> <td>(財)給水工事技術振興財団</td> </tr> <tr> <td>配水管施工技能者</td> <td>配水管施工技能者資格認定書または配管技工(1級)資格認定証</td> <td>日本水道協会北海道地方支部</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、給水装置工事(給水管の継替等)がある場合は、給水装置工事主任技術者(厚生労働大臣認定)を、配管(接合)及びサドル分水栓穿孔に従事する者には、配水管施工技能者(日本水道協会北海道地方支部)、給水装置工事配管技能者((財)給水工事技術振興財団)、またはそれと同等以上の資格を有する者を従事させなければならない。</p> | 名称 | 証明する資格証等 | 資格取得講習会主催者 | 配水管技能者(一般) | 配水管技能者登録証(一般) | (社)日本水道協会(認定のみ) | 給水装置工事配管技能者講習会修了者 | 給水装置工事配管技能者講習会修了証書 | (財)給水工事技術振興財団 | 配水管施工技能者 | 配水管施工技能者資格認定書または配管技工(1級)資格認定証 | 日本水道協会北海道地方支部 | |
| 名称 | 証明する資格証等 | 資格取得講習会主催者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配水管技能者(一般) | 配水管技能者登録証(一般) | (社)日本水道協会(認定のみ) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水装置工事配管技能者講習会修了者 | 給水装置工事配管技能者講習会修了証書 | (財)給水工事技術振興財団 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配水管施工技能者 | 配水管施工技能者資格認定書または配管技工(1級)資格認定証 | 日本水道協会北海道地方支部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 証明する資格証等 | 資格取得講習会主催者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配水管技能者(一般) | 配水管技能者登録証(一般) | (社)日本水道協会(認定のみ) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水装置工事配管技能者講習会修了者 | 給水装置工事配管技能者講習会修了証書 | (財)給水工事技術振興財団 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配水管施工技能者 | 配水管施工技能者資格認定書または配管技工(1級)資格認定証 | 日本水道協会北海道地方支部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|--|---------------------|
| <p>第21章 地すべり防止工</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>21-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」</p> <p style="text-align: right;">農林水産省農村振興局</p> <p>(2) PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き PCフレーム協会</p> <p>(3) 地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会</p> <p>(4) 地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会</p> <p>第7節 集水井設置工</p> <p>21-7-3 集水ボーリング工</p> <p>集水ボーリング工の施工については、第21章 21-6-1 水抜きボーリング工の規定による。</p> <p>21-7-4 排水ボーリング工</p> <p>排水ボーリング工の施工については、第21章 21-6-1 水抜きボーリング工の規定による。</p> <p>第9節 水路工</p> <p>21-9-2 排水路工</p> <p>排水路工の施工に当たり、第21章 21-9-1 承水路工及び第6章 6-2-6 柵渠工の規定による。</p> <p>第10節 暗渠工</p> <p>21-10-1 明暗渠工</p> <p>1. 受注者は、明暗渠工の施工について、第21章 第9節 水路工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、水路の両側を良質な土砂で埋戻し、構造物に損傷を与えないよう締固め、排水路に表流水が流れ込むようにしなければならない。</p> <p>3. 地下水排除のための暗渠部の施工については、第21章 21-10-2 暗渠工の規定による。</p> | <p>第22章 地すべり防止工</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>22-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」</p> <p style="text-align: right;">農林水産省農村振興局</p> <p>(2) PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き PCフレーム協会</p> <p>(3) 新版地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会</p> <p>(4) 地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会</p> <p>第7節 集水井設置工</p> <p>22-7-3 集水ボーリング工</p> <p>集水ボーリング工の施工については、第22章 22-6-1 水抜きボーリング工の規定による。</p> <p>22-7-4 排水ボーリング工</p> <p>排水ボーリング工の施工については、第22章 22-6-1 水抜きボーリング工の規定による。</p> <p>第9節 水路工</p> <p>22-9-2 排水路工</p> <p>排水路工の施工に当たり、第22章 22-9-1 承水路工及び第6章 6-2-6 柵渠工の規定による。</p> <p>第10節 暗渠工</p> <p>22-10-1 明暗渠工</p> <p>1. 受注者は、明暗渠工の施工について、第22章 第9節 水路工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、水路の両側を良質な土砂で埋戻し、構造物に損傷を与えないよう締固め、排水路に表流水が流れ込むようにしなければならない。</p> <p>3. 地下水排除のための暗渠部の施工については、第22章 22-10-2 暗渠工の規定による。</p> | <p>諸基準類の改正に伴い修正</p> |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|---|--|---------|
| <p>第22章 推進工</p> <p>第4節 推進工</p> <p>22-4-6 立坑内管布設工</p> <p>1. 立坑内における管体基礎の施工については、第7章 7-2-5 管体基礎工の規定による。</p> <p>2. 立坑内における管類の布設については、第7章 7-2-6 管体工の規定による。</p> <p>第23章 ほ場整備工</p> <p>第3節 整地工</p> <p>23-3-4 暗渠排水工</p> <p>暗渠排水工の施工については、第16章 暗渠排水工の規定による。</p> <p>23-3-5 客土工</p> <p>客土工の施工については、第15章 客土工の規定による。</p> <p>23-3-7 植生工</p> <p>植生工の施工については、第15節 5-15-2 植生工の規定によるものとする。</p> <p>る。</p> <p>第4節 用水路工（開水路）</p> <p>23-4-3 植生工</p> <p>植生工の施工については、第15節 5-15-2 植生工の規定によるものとする。</p> <p>23-4-6 付帯工</p> <p>柵、管渠、呑口、吐口の施工に当たっては、本章23-4-4 用水路工の規定により設計図書に示す位置、構造で設置するものとする。</p> <p>なお、現地に適合しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>第6節 排水路工</p> <p>23-6-3 植生工</p> <p>植生工の施工については、第15節 5-15-2植生工の規定によるものとする。</p> <p>23-6-5 付帯工</p> <p>付帯工の施工については、本章23-4-6付帯工の規定によるものとする。</p> | <p>第23章 推進工</p> <p>第4節 推進工</p> <p>23-4-6 立坑内管布設工</p> <p>1. 立坑内における管体基礎の施工については、第8章 8-1-5 管体基礎工の規定による。</p> <p>2. 立坑内における管類の布設については、第8章 8-1-6 管体工の規定による。</p> <p>第24章 ほ場整備工</p> <p>第3節 整地工</p> <p>24-3-4 暗渠排水工</p> <p>暗渠排水工の施工については、第17章 暗渠排水工の規定による。</p> <p>24-3-5 客土工</p> <p>客土工の施工については、第16章 客土工の規定による。</p> <p>24-3-7 植生工</p> <p>植生工の施工については、第5章 5-15-2 植生工の規定によるものとする。</p> <p>る。</p> <p>第4節 用水路工（開水路）</p> <p>24-4-3 植生工</p> <p>植生工の施工については、第5章 5-15-2 植生工の規定によるものとする。</p> <p>24-4-6 付帯工</p> <p>柵、管渠、呑口、吐口の施工に当たっては、本章24-4-4 用水路工の規定により設計図書に示す位置、構造で設置するものとする。</p> <p>なお、現地に適合しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>第6節 排水路工</p> <p>24-6-3 植生工</p> <p>植生工の施工については、第5章 5-15-2植生工の規定によるものとする。</p> <p>24-6-5 付帯工</p> <p>付帯工の施工については、本章24-4-6付帯工の規定によるものとする。</p> | |

農業土木工事仕様書新旧対比表

| 現 行 (平成30年度) | 改 定 (平成31年度) | 改 定 理 由 |
|--|---|---------|
| <p>第7節 道路工</p> <p>24-7-5 植生工 植生工の施工については、第15節 5-15-2 植生工の規定によるものとする。</p> <p>24-7-6 吹付工 吹付工の施工については、第15節 5-15-3 吹付工の規定によるものとする。</p> <p>24-7-7 舗装準備工 舗装準備工の施工については、第15節 5-7-5 舗装準備工の規定によるものとする。</p> <p>24-7-8 アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第7節 5-7-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。</p> <p>24-7-9 コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、第7節 5-7-12 コンクリート舗装工の規定によるものとする。</p> | <p>第7節 道路工</p> <p>24-7-5 植生工 植生工の施工については、第5章 5-15-2 植生工の規定によるものとする。</p> <p>24-7-6 吹付工 吹付工の施工については、第5章 5-15-3 吹付工の規定によるものとする。</p> <p>24-7-7 舗装準備工 舗装準備工の施工については、第5章 5-7-5 舗装準備工の規定によるものとする。</p> <p>24-7-8 アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第5章 5-7-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。</p> <p>24-7-9 コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、第5章 5-7-12 コンクリート舗装工の規定によるものとする。</p> | |